

制 度 名		非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予・免除	
税 目		相続税、贈与税	
要 望 の 内 容	<p>（中小企業庁（主管）との共同要望）</p> <p>非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予・免除制度について、中小企業経営者を取り巻く現状やこれまでの利用実績等を踏まえると、事業承継のより一層の円滑化を図る必要がある。</p> <p>そのため、先代経営者が株式等につき信託を設定していた場合、及び後継者が株式等に係る信託受益権を相続又は遺贈により取得した場合についても、株式等と実質的に同一視できる場合については、本税制の適用を受けられるよう見直しを行う。</p>		
		<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）</p>	<p>▲185 百万円 （ ▲220 百万円） （ 百万円）</p>
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必	<p>(1) 政策目的</p> <p>経営承継の一層の円滑化により経営者の高齢化や後継者不足を原因とした廃業を減少させることで、技術力やサービス等を含む優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続のための手段として、非上場株式等と同様に信託受益権について、納税猶予制度を設けることは、信託の利用の増大、発展のために必要である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>中小企業の経営者年齢のピークは既に 66 歳に達しており、平均的な引退年齢が 70 歳前後であることを考えると、経営者の早期かつ計画的な取組を促進する必要があることからより一層の事業承継の円滑化の推進が重要であると考えられる。</p> <p>そのための手段として、非上場株式等と同様に信託受益権についても相続税・贈与税の納税猶予制度の対象とすることにより、事業承継のより一層の円滑化を支援することが信託の利用の増大、発展のために必要である。</p>		
	今 回 の 要	合 理 性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>Ⅲ－2 市場機能の強化のための制度・環境整備</p>

		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	最近の受託件数から勘案し、年間 100 件程度受託し続けていくと想定され、将来的には、平均的に年間 100 件が、委託者の死亡により終了していくことが考えられる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	信託を利用した事業承継の円滑化が進むことによって、信託の利用の増大、発展に寄与する。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
		要望の措置の妥当性	株式等と実質的に同一視できる信託受益権について、株式等と同様に納税猶予制度の対象とすることで、信託の利用を促進することができ、信託の利用の増大、発展に寄与することができる。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
租特透明化法に基づく適用実態調査結果		—	

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	